

## シープリン運用のための内規

### 第1条（目的）

この運用内規は、公益社団法人日本臨床工学技士会公認マスコットキャラクターシープリン（以下、シープリンという。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

### 第2条（定義）

「シープリン」とは、臨床工学技士の普及、啓発活動のためのデザインキャラクターを指し、以下の趣旨で制作されたものである。

- (1) 羊のシーブと臨床工学のリンから名付けられている。
- (2) モチーフのベースに仁慈、博愛の象徴である羊を用いている。
- (3) 医学を表すハートと工学を表す歯車を合わせた意匠を作成し臨床工学を表現。
- (4) 技術職のもつ硬質なイメージを払拭するため、出来る限り曲線を用いた柔らかく親しみ易いデザイン。

### 第3条（運用管理責任者）

シープリンデザインの適正かつ円滑な運用管理を図るため、シープリンデザイン運用管理責任者（以下、運用管理責任者という。）を置く。

- (1) 運用管理責任者は、組織委員会担当理事をもって充てる。
- (2) 運用管理責任者の所掌事項は、次に定める。
  - ① シープリンデザイン全体の運用及び管理に関すること
  - ② デザインの作成に関する調整、指導及び助言に関すること
  - ③ デザインの使用のための承認に関すること
  - ④ 情報交流における総合的な調整に関すること
  - ⑤ その他の運用に関すること

### 第4条（運用管理者）

シープリンデザイン運用の充実を図り、使用登録書を適正に管理するため、シープリンデザイン運用管理者（以下、運用管理者という。）を置く。

- (1) 運用管理者は、組織委員会委員長をもって充てる。
- (2) 運用管理者の所掌事項は、次に定める。
  - ① デザイン使用に関する、使用登録書の作成、修正に関すること
  - ② デザイン使用に関する質問及び要望等への回答に関すること
- (3) 運用管理者は、業務の補助のため運用者を指名することが出来る。

### 第5条（運用管理者の責務）

運用管理者は、日本臨床工学技士会会員のために、シープリンに係る情報の提供及び情報交換に積極的に努めなければならない。

- (1) 運用管理者は、次に掲げるものを発信するよう努めなければならない。
  - ① シープリン使用登録書に関する情報
- (2) 運用管理者はシープリンデザインを適正に運用するため、使用上のルールを定め、次の事項に必要な措置を講じなければならない。
  - ① 原作のデザイン変更に関すること
  - ② 各都道府県技士会でのグッズの作製に関すること
  - ③ 販売に関すること

#### 第6条（使用条件の制限等）

次の各号いずれかに該当するものは、シープリンデザインを使用することができない。

- (1) 使用登録書を提出していないもの
- (2) 日本臨床工学技士会の名誉を毀損し、又は信用を損なうもの
- (3) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
- (4) 宗教活動、選挙活動等に関するもの
- (5) 営利を目的とするもの。

#### 第7条（着ぐるみ貸出）

シープリン着ぐるみ貸出は次の各号に定めるものを順守しなくてはならない。

- (1) 貸し出しの対象は、日臨工または都道府県臨床工学技士会が実施するイベントその他日臨工が認めた場合とする
- (2) 着ぐるみの使用希望者は借用書を提出しなくてはならない
- (3) 借用書提出前に事務局に借用予約を通知しなくてはならない
- (4) 借用期間が他者と同じであった場合、予約先行者に優先権が発生する
- (5) 借用後の取り扱いは十分に注意を払い、借用者自らが管理しなくてはならない
- (6) 返却日を厳守しなくてはならない
- (7) 借用者の不注意により、紛失・破損・盗難等で現品を返却することが不可能になった場合、製作費同等額を弁済しなくてはならない
- (8) 借用者の不注意により、著しく汚れた場合、洗濯費用を弁済しなくてはならない
- (9) 着ぐるみ輸送に関する全費用を借用者が支弁しなくてはならない
- (10) 着ぐるみの目的外使用、借用者以外への又貸し等を行ってはならない
- (11) 使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合、借用者の責任とする
- (12) 着ぐるみ着用者は、取扱い説明書の内容を順守するよう努めなくてはならない

## 第8条（その他）

この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附則

この内規は、平成28年7月23日開催の平成28年度第2回理事会で承認され平成28年6月1日に遡及して施行する。